

「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症総合支援条例」の制定に向けて

本市では、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、市民に最も身近な基礎自治体として、これまで、医療体制の充実をはじめ、市民の生命と健康を守るため、その感染拡大防止に全力で取り組んでまいりました。また、市民の誰もが取り残されることのないよう、国の支援を待つことなく、「明石市独自の17の支援策」をはじめとした様々な支援に取り組んできたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にある中、生活への影響はもちろんのこと、感染者等に対する偏見や誹謗中傷により、こころの健康が脅かされる懸念が高まっています。

このような状況の中、「感染から市民を守る」ことはもとより、「もし感染しても大丈夫」と市民の皆さまに感じていただけるように、市、市民、事業者が取り組むべき事柄を改めて明らかにするとともに、感染者への配慮や、地域での支え合いなど基本的な理念を定める「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症総合支援条例」の制定を検討しています。

条例に規定しようとする内容及び今後の取組スケジュールを報告いたします。

1 条例に規定する主な内容（骨子案）

(1) 条例の目的

新型コロナウイルス感染症の発生時において、市、市民、事業者の責務を明確にし、感染者への配慮や地域での支え合いの理念を共有することで、「誰もがとり残されないまち明石」の実現に資することを目的とします。

(2) 市、市民、事業者の責務

それぞれの責務を下記のとおり定めます。

① 市の責務

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民への支援を適切に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する情報を市民及び事業者に適切に提供する。
- ・市は支援及び情報提供を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症に感染した市民やその家族等の人権を十分尊重する。

② 市民の責務

新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならないこととします。

③ 事業者の責務

- ・自己の管理する場所又は施設において、新型コロナウイルス感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
- ・市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努める。

(3) 市の実施する支援等

新型コロナウイルス感染症が発生した場合に市が講ずる施策を定めます。

- ① 市民及び事業者に対する必要な情報提供及び助言、相談体制の充実その他の必要な措置
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民が安心して日常生活を営むために必要な措置
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民の経済的負担の軽減を図るための施策
- ④ 上記のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(4) 関係機関等との連携

新型コロナウイルス感染症に対する上記の市の施策をより効果的に実施するため、医療機関をはじめとする関係機関や関係団体、事業者等と連携する。

(5) 差別的取り扱い等の禁止

新型コロナウイルスに感染したこと、又は感染しているおそれがあること等を理由とする不当な差別的取扱いや誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為を禁止する旨を定めます。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく市の対策本部の運営について定めます。

2 今後のスケジュール

令和3年3月議会への条例の提案を目指して準備を進めてまいります。

時 期	取組項目	概 要
2021年1月	パブリックコメント	・骨子案についての市民意見聴取
2月	条例（案）の検討	・市民意見を踏まえた内容の検討
3月	議会提案	・条例案の審議、議決
4月	条例施行	

3 他自治体における関連条例の制定状況 ※ 令和2年11月時点（明石市調べ）

○都道府県	1都8県	東京都、茨城県、千葉県、長野県、岐阜県、愛知県、鳥取県、徳島県、沖縄県
○指定都市	1市	名古屋市
○中核市	0市	
○その他市町村	16市1町1村	青森県むつ市、宮城県栗原市、福島県白河市、千葉県流山市、茨城県下妻市、栃木県那須塩原市、埼玉県深谷市、東京都小笠原村、神奈川県大和市、神奈川県伊豆市、山梨県上野原市、長野県宮田市、愛知県大府市、京都府京丹後市、岡山県総社市、島根県美郷町、山口県長門市、沖縄県石垣市